

ここに
注目！

労働法令のポイント

その他の労働関係法令の最新動向は「労働法ナビ」の「改正法情報」で随時更新中
<https://www.rosei.jp/lawdb/>

雇用均等・児童家庭関係

次世代育成支援対策推進法に基づく 行動計画策定指針の一部改正について

常時雇用する労働者数が100人を超える一般事業主は、次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）に基づき、次世代育成支援対策に関する計画である「一般事業主行動計画」を策定・届け出・公表する義務がある（常時雇用する労働者数が100人以下の事業主については努力義務）。その「一般事業主行動計画」の策定に関する行動計画策定指針の内容が一部改正され、令和3年4月1日から適用されることとなった。ここではその内容について紹介する。

行動計画策定指針の一部を改正する告示（令 3. 2.24 内閣府・国家公安委員会・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1）

武田真希子 社会保険労務士（社会保険労務士法人みらいコンサルティング）

1.改正の背景

本改正の背景としては、大きく以下の2点が挙げられる。

整備を推進する」とされたことに伴い、企業における不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進するため

①不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備 推進

…令和2年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、「不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境

②子の看護休暇の時間取得に関わる法改正

…育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づく同法施行規則の改正により、令和3年1月1日から、子の看護休暇につき時間単位での取得が可能となったこと

2. 改正の内容

事業主が次世代法の規定に基づく「一般事業主行動計画」を策定するに当たっては、次世代育成支援対策として重要と考えられる事項を、実情に応じて盛り込むことが望ましいとされている。今回は、その中の雇用環境の整備に関する事項について、以下のとおり内容が一部新設・改正されたものである。

【1】「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」の新設

妊娠中の労働者および子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備に関する項目に、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」が新設され、働きながら不妊治療を受ける労働者が不妊治療のための時間を確保できるようにするために講ずる措置として、以下の内容が示された。

- 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多様な目的で利用することができる休暇制度や利用目的を限定しない休暇制度を含む）
- 半日単位・時間単位の年次有給休暇制度
- 所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等

また、具体的なニーズは労働者によってさまざまであることが想定されるため、各企業において、不妊治療と仕事の両立の推進に関する取り組み体制を整備し、労働者のニーズを把握するための調査を行い、その結果を踏まえた措置を講ずること、および不妊治療と仕事の両立の推進に関する企業

の方針や具体的措置についての労働者に対する周知、社内における理解促進のための取り組み、担当者による相談対応、所定の規定の整備等を併せて行うことが望ましいとされた。

なお、休暇制度等の運用に当たっては、プライバシー保護の観点から、労働者の不妊治療等の機微な個人情報の取り扱いについては十分留意する必要があることも明記されている。

【2】子の看護休暇の時間単位取得における弾力的な利用の例示

令和3年1月1日より、子の看護休暇の時間単位での取得が可能となった（『労政時報』第3990号-20. 3.27参照）ことを踏まえ、子の看護休暇の弾力的な制度として、改定前は、時間単位の取得制度とされていたところが、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める制度（いわゆる所定労働時間内での「中抜け」取得制度）の例示へと改定された。

3. 実務上の留意点

本改正に伴い、「一般事業主行動計画」の策定・変更届の様式についても、令和3年4月1日付で変更されるため、期日以降に新たに策定・変更する場合は、留意されたい。

また、今後「一般事業主行動計画」の策定においては、今回改定される行動計画策定指針の内容を参考として、柔軟な制度を検討するとともに、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備推進に努めることが望まれる。